# 入札公告

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び甲賀広域 行政組合財務規則(平成17年甲賀広域行政組合規則第9号)第109条の規定に基づき公告する。

令和7年11月13日

甲賀広域行政組合 管理者 松浦 加代子

- 1 入札執行者 甲賀広域行政組合 管理者 松浦 加代子
- 2 入札に付する事項
  - (1) 契約番号 令和7年度 物-第41号
  - (2) 件 名 金地金の売却
  - (3) 引渡場所 契約後に示す場所
  - (4) 売却物件概要 金地金 1枚

詳細は仕様書のとおり

- (5) 引渡期限 令和8年2月27日
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たしていること。ただし、 応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、契約締結後であっても甲賀広域行政組合は契約を解除できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分がない者
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者でないこと。 また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量 に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に 基づき過大な額で行った者
  - キ 契約締結又は契約の履行に当たり、アからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過

しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (7) 次のアからオの要件に該当する者でないこと。
- ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその 役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から組合との取引上の一切の権限を委任された代理 人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法 律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)であると認められる者
- イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下「暴力団」という)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極 的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 公告から入札時までの期間において滋賀県、甲賀市又は湖南市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本、人事面の関連がない者であること。
- (10) 公告中に本組合へ入札参加資格申請書を新たに提出し、受理された者であること。(既に登録済みの者を含む。)
- (11) 甲賀広域行政組合の職員及び関係者でないこと。

#### 4 申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格の有無を決定するため、一般競争入札参加願(様式第1号)及び必要な書類(以下「申請書等」という。)を公告に定める提出期間に提出しなければならない。
- (2) 申請書等様式の配布について
  - ア 配布期間 令和7年11月14日(金) から令和7年11月28日(金)まで
  - イ 配布場所 組合ホームページからのダウンロード

令和7年度 物一第41号 金地金の売却

#### (3) 添付書類等

令和7年度における物品役務等入札参加資格審査申請書を提出し、登録されている場合は、不要とする 登録されていない者は、別紙1に定める書類を添付書類として提出すること。

- (4) 申請書等の提出
  - ア 提 出 期 間 令和7年11月14日(金) から 令和7年11月28日(金)まで (ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
  - イ 提出時間 午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)
  - ウ 提 出 先 甲賀広域行政組合 総務課 財政係 (消防本部 4階)
  - エ 提 出 方 法 持参又は郵送等とする。 ただし、郵送等により提出する場合には提出期日必着とすること。
  - オ 提出部数 一般競争入札参加願(様式第1号) 2部(受付番号を付し、1部を申請者に返却) 添付書類 1部
    - ※<u>審査結果通知書送付用封筒(長3封筒に送付先宛名を記入し、110円切手を貼るこ</u> と)を同封すること。

カ そ の 他 提出書類作成に要する経費は、申請者の負担とする。

提出書類は、返却しない(一般競争入札参加願(様式第1号)を除く)。なお、提出書類は、入札・契約に係る手続き以外の目的に使用しない。

## 5 入札参加資格の確認

- (1) 参加資格の確認は、甲賀広域行政組合契約審査会にて、その適否を決定する。
- (2) 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年12月26日(金)までに入札参加資格確認通知書により通知する。 なお、確認の結果、不適格者とみなされた者には、理由を付して通知する。

#### 6 質疑回答

質問については、入札参加資格を有する者からの質問のみ受け付ける。 質問がある場合は、質問書(様式第4号)に記入し、次の期間にFAXで提出すること。

- (2) 提 出 先 甲賀広域行政組合 総務課 財政係 FAX:0748-63-0886
- (3) 回 答 令和8年1月26日(金)までに統一回答書として入札参加資格を有する者全員にFAX にて回答する。

## 7 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合消防本部2階 屋内訓練場
- (2) 日 時 令和8年2月3日(火)午前10時00分

## 8 売却物件の公開

# <u> 落札者のみに公開するものとし、入札前の公開は行わない。</u>

- (1) 公 開 日 令和8年2月3日(火)落札者決定後 から 令和8年2月5日(木)までのうち、 甲賀広域行政組合と落札者が協議により決定した日
- (2) 公開時間 午前10時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)のうち、甲 賀広域行政組合と落札者が協議により決定した時間
- (3) 公開場所 甲賀広域行政組合が指定する場所
- (4) 備 考 公開に合わせて金地金の査定及び真贋鑑定を行うことが出来る。経費については落 札者の負担とする。また、必要な器材は落札者が用意すること。なお、器材の使用 に必要な電源等は甲賀広域行政組合からの提供を受けることが出来る。

### 9 保証金

- (1) 入札保証金 免除する。ただし、契約担当者が必要と認めるときはこの限りでない。
- (2) 契約保証金 入札遵守事項による。

# 10 前金払、中間前金払及び部分払

- (1) 前 金 払 なし
- (2) 中間前金払 なし

### (3) 部 分 払 なし

#### 10 落札者の決定方法

入札に当たっては、入札書に記載された金地金の買取率(%)が最低買取率以上かつ最高買取率である 入札者を落札者として決定する。なお、最高買取率の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

## 11 郵便入札

取り扱わない。

#### 12 入札の無効

入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### 13 契約の締結

通知を受けた日から10日以内に契約を締結すること。なお、落札者決定から契約の承認まで1~2日程度期間を要することがある。

売買契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

#### 14 購入代金の納入

甲賀広域行政組合と落札者が協議により決定した購入代金を、甲賀広域行政組合が発行する納付書をもって、契約締結日から14日以内に、指定する金融機関に一括納入すること。

### 15 売却物件の引渡し

落札者は、令和8年2月27日(金)までに売却物件を引き取ること。

#### 16 遵守事項

入札遵守事項(別紙2)のとおりとする。

#### 17 事務取扱

詳細不明の点については、甲賀広域行政組合 総務課 財政係 に照会すること。

〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口6218番地

TEL:0748-62-0056 FAX:0748-63-0886

E-mail:kanri@koka-koiki.jp